

経税部
だより

医療法人解散の実務

みのり税理士法人 上野 精一
公認会計士・税理士

はじめに

公益性を有する医療法人の解散には、都道府県知事の認可が必要な場合があります。清算手続きや債権者対応など、複雑な過程を踏む必要があります。解散理由によっては行政と意見が対立するケースもあるため、医療法人の解散に精通した専門家への早期相談と事前準備が極めて重要です。

一般の事業法人と異なり、行政の認可が必要な点からも、税理士としては医療法人実務経験のある行政書士と連携し、適切に業務を分担することが重要なポイントと考えています。

1. 医療機関の休業・解散

帝国データバンクの調査によると、2024年に休業・廃業・解散が判明した医療機関は722件となり、2023年（620件）を上回って過去最多を更新しています。10年前の2014年と比べて約2.1倍、20年前の2004年と比べて約5.6倍に増加しています。

業態別では、「病院」が17件、「診療所」が587件、「歯科医院」が118件となり、「診療所」と「歯科医院」はいずれも過去最多を更新しました。

2024年の休業・解散件数は、同年の倒産件数（64件）の11.3倍に達し、業態別では「病院」が2.8倍、「診療所」が18.9倍、「歯科医院」が4.4倍となっており、とりわけ「診療所」の数値が突出しています。

この増加の最大の要因は、全体の81.3%（587件）を占める「診療所」において、経営者の高齢化が深刻化しているためと思われます。年齢が判明している全国の診療所経営者1万836人を対象とした調査では、70歳以上が54.6%と過半数を占め、歯科医院（同25.6%）と比べても、状況の深刻さが際立っています。

さらに、日本医師会が実施した「医業承継実態調査」（2020年）によると、診療所の50.8%が「現時点で後継者候補がいない」と回答しており、今後、経営者のさらなる高齢化により、健康上の問題や死去を契機とした廃業が増加していくことが強く懸念されます。

こうした背景を踏まえ、本稿では今後増加が見込まれる医療法人の解散における行政・司法・税務上の実務の流れと留意点をまとめます。

2. 医療法人の認可による解散事由(大阪市の場合)

以下は医療法人が認可によって解散する場合の主な事由です。

- 定款（寄附行為）をもって定めた解散事由の発生
 - 目的たる業務の成功の不能
 - 社員総会の決議（社団医療法人の場合 定款に別段の定めがなければ、総社員の4分の3以上の賛成が必要）
 - 他の医療法人との合併（合併により当該医療法人が消滅する場合に限る）
 - 社員の欠乏
 - 破産手続きの開始
 - 設立認可の取消し
- ・2及び3の事由による解散は大阪府医療審議会の意見を聴いた上で、大阪府保健所長の認可が必要です。
- ・1及び5の事由による解散の場合は、解散認可申請ではなく、大阪市保健所長への「届出」が必要です。
- ・例えば、診療所の廃止が解散事由として定款に定められている場合、下記の「3. 専門家ごとの実務の手順」としては以下の通りです。

診療所廃止届を保健所に提出：❶

保険医療機関廃止届を厚生局に提出：❷

その後、医療法人解散届を都道府県に提出：❸

3. 専門家ごとの実務の手順

以下の❶～❷の順で、各専門家の有機的な分業が必要となります。

税務関連：税理士が担当

保健所・都道府県・厚生局への届出：行政書士が担当

登記関連：司法書士が担当

❶診療所廃止届を保健所に提出【行政書士】

❷保険医療機関廃止届を厚生局に提出【行政書士】

❸医療法人解散登記【司法書士】

❹医療法人解散届を都道府県に提出【行政書士】

❺清算人の就任登記【司法書士】

❻清算人の就任登記届【行政書士】

❼医療法人解散登記【司法書士】

❽医療法人解散登記完了届【行政書士】

清算手続き開始 → 残余財産の分配

❾官報での解散公告【行政書士】公告期間3か月

❿清算決了税務申告【税理士】

⓫清算決了登記【司法書士】

⓬医療法人清算結了届【行政書士】

4. 行政認可申請手続きの流れ（大阪市の場合）

	流れ	所要期間と「3.実務の手順」
1	事前相談（まずは担当者へ電話で相談）	
2	申請書等をダウンロードし、申請書（案）を作成し、郵送にて仮申請を行う。	
3	仮審査（記載不備等があれば補正をする）	概ね1～2カ月程度
4	仮審査完了後、書類に押印し、本申請する	
5	大阪府医療審議会に諮問・答申	5月・11月に開催予定
6	大阪市保健所長の認可（認可書交付）	
7	法務局にて解散の登記及び清算人の登記	2週間以内 「3.❾、❿」
8	大阪市保健所長に「解散及び清算人就任登記完了届」を提出（医療法第56条の6）	「3.❾、❿」
9	債権者公告（医療法第56条の8）	2カ月以上・3回の公告
10	法務局にて清算の結了登記	「3.⓫」
11	大阪市保健所長に「清算結了届」を提出（医療法第56条の11）	「3.⓬」

5. 個別論点

【解散時に医療法人が債務超過である場合】

解散決議後、都道府県知事への解散認可申請には、医療法人が債務超過でないことが前提条件となります。

ただし、債務超過であっても、関係者から債権放棄を受けるなどにより債務の整理が可能な場合には、破産手続きに移行せず、解散認可申請を進めることが可能です。

一方、債権放棄などによる解決が見込めない場合には、「2. 医療法人の認可による解散事由」の「6. 破産手続開始」へと移行することになるため、慎重な判断が必要です。

【医療法人が受取人となっている生命保険について】

医療法人が院長を被保険者とする生命保険契約では、受取人が法人となっているケースが一般的です。

保険金請求時には、医療法人の解散および清算人の選任登記が完了していることを証する登記事項証明書の提出が求められます。

保険金が院長への退職金の原資として予定されている場合、登記手続き完了までに時間を要することで、退職金の支払い時期が遅れる可能性がある点に留意が必要です。

【保険医の変更が必要な場合】

院長が死亡するなどして医業継続が困難となり、他の医師が保険医として業務を代行する場合、氏名・登録番号・勤務形態などの情報を地方厚生（支）局長へ速やかに届出る必要があります。

たとえ緊急時に協力してくれる医師がいて「患者に迷惑をかけずに済んだ」と思える場合でも、必要な届出を怠れば、保険診療報酬を返納する事態になることもあります。

実際、院長の急逝後に知人の医師が診療を行ったものの、保険医異動届などを提出しなかったことで、診療報酬の返還を求められたケースもあります。

善意による支援であっても、法的手続きは確実に行う必要があります。

【残余財産の分配】

持分なし医療法人が解散する場合、医療法人の公益性確保の観点から残余財産は出資者に分配されず、国や地方公共団体、他の医療法人などに帰属します。